1 意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号利用法」という。)」による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等 (以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措 置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分で認められることを自ら宣言するものです。

福岡市では、住民基本台帳システムを再構築し、2020年1月から新たなシステムへの移行を予定しています。そのため住民基本台帳に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して、番号利用法第28条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えることから、変更を行う前に個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆さまの信頼を確保するため、評価書変更案に対する意見募集を実施いたします。

2 評価書の変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	住民基本台帳に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に使用するシステムについて、再構 築を行うシステム基盤等に対する重要な変更を行っています。
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	住民基本台帳に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル(住民基本台帳情報ファイル,本人確認情報ファイル,送付先情報ファイル)について記載しています。 再構築により新システムで記録されるファイル項目や,特定個人情報ファイルの保管場所などについて重要な変更を行っています。なお,記載内容は,新システム本稼働予定である2020年1月現在の内容であり,委託先等に一部「未定」の記載があります。
Ⅲ 特定個人情報ファイル の取扱いプロセスにお けるリスク対策	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。 重要な変更はありませんが、略称の変更を行っています。
IV~VI	IV~VIについては、変更を行っておりません。

3 今後のスケジュール

項目	時 期
住民意見聴取の実施	平成30年6月4日~7月3日
第三者点検	平成 30 年 7 月~8 月頃
住民意見の公表	平成 30 年 8 月頃
特定個人情報保護委員会への提出・公表	平成 30 年 9 月頃

住民基本台帳事務について

1 概要

住民基本台帳事務は、その市町村を構成する日本人・外国人住民に関して、住民基本台帳法に基づき、住民に対し住所の異動等に関わる情報の提供を求め、住民に関する記録を正確かつ統一的に整備することで、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の基礎となる情報を管理する行政の根幹を占める事務です。

2 異動届の受付

住民基本台帳事務では、主に住民からの住所の異動届の受付を行います。住民が提出する届出 として下記のような届出が挙げられます。

1	転入届	新たに市町村の区域内に住所を定める際に提出する届出(国外からの転入も含
		む)。
2	転居届	同一市町村の区域内で住所を変更する際に提出する届出。
3	転出届	市町村の区域外に住所を移す際に提出する届出(国外への転出も含む)。
		同一住所にある世帯の構成を変更する際に提出する届出。2 つの世帯を 1 つにす
4	世帯変更届	る「世帯合併」,1つの世帯を2つに分ける「世帯分離」,世帯間で世帯員が異動
		する「世帯変更」など。

3 住民票の写し等の発行

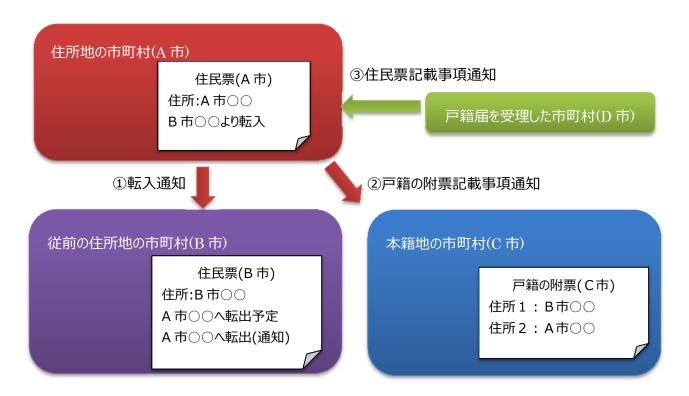
住民票とは、その市町村の区域内に住んでいる個々の住民について、その住民に関する事項について記載をしている帳票をいいます。住民基本台帳事務では、住民からの請求に応じて、居住関係を証明するものとして住民票の写し等を交付します。

住民票の写し等とは、住民基本台帳法第7条の各号に規定される事項を記載した「住民票の写し」 及び、住民票の記載事項中、住民から記載して欲しいと要望のあった事項のみを記載して証明する 「住民票記載事項証明書」の2つを指します。

4 他市町村への通知事務

住民基本台帳法には、住所や住民の氏名等の住民票の記載内容について、記録の正確性を確保するため、市町村長間の通知義務が定められています。主な通知として下記のような通知があります。

1	転入通知	転入届等により、他の市町村から住所を変更した際に、新たな住所地の市町
		村の住民票に記載した旨を従前の市町村に対し通知する。
2	戸籍の附票記載	転入届等により、他の市町村から住所を変更した際に、新たな住所地の市町
	事項通知	村の住民票に記載した旨を本籍地の市町村に対し通知する。
3	住民票記載事項	婚姻届等の受理を行った市町村から住所地の市町村に対し、住民票の記載
	通知	(氏名・本籍地等)の変更を依頼する旨を通知する。



5 住民基本台帳ネットワーク利用事務

平成 11 年の改製住民基本台帳法に基づき,市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下,住基ネットという)が構築されました。

住基ネットの構築により、他市町村への通知事務が電子化されたほか、住所地以外の市町村で現住所の住民票の写しが受け取れるようになり、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードを利用して転出地に赴くことなく転出届が行えるようになったなど、市民サービスの向上が図られています。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の変更について

下記に示す 2 点の理由から、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の対象箇所に対し、変更を加えました。

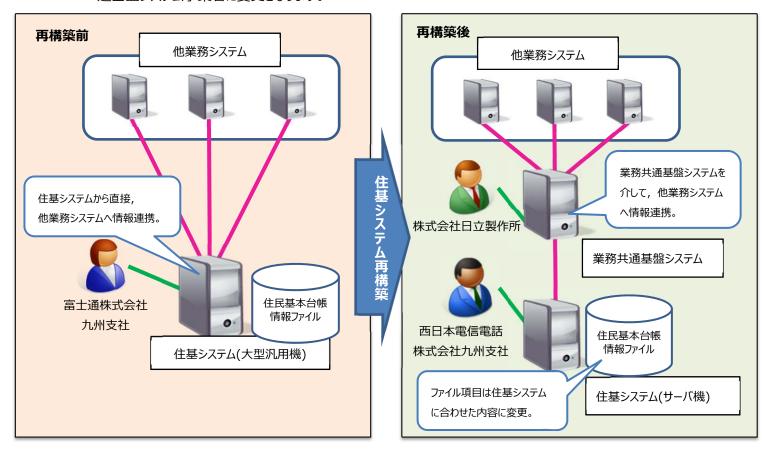
1 住民基本台帳を管理する住民基本台帳システムの再構築

住民基本台帳システム(以下,住基システムという)で使用している「大型汎用機」から、より最新の技術を取り入れやすい「サーバ機」へ住基システムを再構築します。

住民基本台帳事務では、特定個人情報ファイルとして「住民基本台帳情報ファイル」、「本人確認情報ファイル」、「送付先情報ファイル」の3種類のファイルを取り扱いますが、このうち住基システム内で保管している「住民基本台帳情報ファイル」のファイル項目を住基システム再構築に合わせて変更いたします。

また、これまでは特定個人情報ファイルを住基システムから直接他業務システムへ情報連携していましたが、今回のシステム再構築に伴い、住基システムから業務共通基盤システムを介して他業務システムへ情報連携する仕組みを構築します。

そのため、特定個人情報ファイルを取り扱う事業者は、住基システムを再構築する事業者と業務共通基盤システム事業者に変更となります。



2 住基システムおよびコミュニケーションサーバの設置場所の変更

住民基本台帳事務で使用している特定個人情報ファイルのうち、「住民基本台帳情報ファイル」は住基システム内で、「本人確認情報ファイル」および「送付先情報ファイル」は住民基本台帳ネットワークシステムで使用しているコミュニケーションサーバ(以下、CSという)内で保管しています。

住基システムとCSは、現在福岡市役所庁舎内に設置していますが、再構築後は庁舎外のデータセンター内に設置するため、特定個人情報ファイルの保管場所が変更となります。

